

平成28年度国立大学法人東京医科歯科大学年度計画



国立大学法人

東京医科歯科大学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッションポリシーに関する計画

【1】 本学の教育理念である「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養」・「自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人材の養成」・「国際感覚と国際競争力に優れる人材の養成」に合致し、高い研究指向と国際的視野を備えた意欲ある優秀な学生を確保するため、アドミッションオフィスを設置し、入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動および高大連携の強化を行う。また、学士・修士・博士課程アドミッションポリシーについてもIR機能を活用し、不断の見直しを行う。

- ・ 【1-1】 統合教育機構内にアドミッションオフィス及び入試に関して検討を行うチームを設置するとともに、入学者の追跡調査を実施しデータ化する枠組みを構築する。
また、学士課程についてアドミッションポリシーの見直しを行うとともに、大学院課程についてもアドミッションポリシーの見直しの検討を進める。その他、今後の見直しに必要なデータの検討も併せて行う。
さらに、アドミッションポリシーに即したより本学に相応しい多様な人材を受け入れるために、選抜方法の見直しを行うとともに、入試広報、オープンキャンパス、高大連携等の効率的な運用についても見直しを行う。

○教育課程、教育方法に関する計画

【学士課程】

【2】 1年次から高学年次まで教養教育と学部専門教育との有機的連携を促進し、教養総合講座や主題別教育の見直しや拡充等により医療人としての倫理教育も含めた教養教育を充実させる。

- ・ 【2-1】 統合教育機構内に教養部と学部の教育内容の有機的連携を検討するためのチームを設置するとともに、全学の意見も踏まえながら、カリキュラムの見直しを行う。
また、全学共通科目である教養総合講座の現在までのテーマ設定を検証し、将来の医療人としての問題意識を持たせるに相応しいテーマを策定し、科目を実施する。

【3】 授業への主体的な参加を促すため、一方向的な講義形式の授業を減らし、学士課程科目（教養教育および臨床前教育）のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を100%に向上させる。また、反転授業も含めた自主学習のための教材、機材、スペース等の環境を整え、教員が広くそれらを活用できるようにサポートする。教養総合講座の他、語学、自由選択科目、主題別選択等の授業の少人数化を行い、英語による討論も取り入れる。

- ・ 【3-1】 学士課程科目（教養教育および臨床前教育）におけるアクティブラーニングの定義を明確にするとともに、アクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を把握し、年度ごとの段階的な導入計画を策定する。
これと並行して、アクティブラーニングに適した教材を開発するため、統合教育機構に、技術面で教材作成を支援する機能、アクティブラーニングの実施を支援する機能を持たせるよう、組織を整備する。

【4】 国際性と指導力を備えた人材育成の強化のために、学士課程において、人文社会科学系科目を中心に英語と日本語による二ヶ国語履修化を導入し、外国語による授業科目数を平成33年度までに24科目に拡充する。また、海外留学経験の機会を拡大充実するために、海外教育研究協力拠点および大学間協定の締結校を戦略的に増加させ、留学への動機付け、留学前準備教育も充実させる。さらに、学年混合型の授業を導入し、上の学年が下の学年を指導する機会を与えるなど、学生の指導力を養う場を設ける。

- ・ 【4-1】 国際性と指導力を備えた人材育成の強化のために、教養教育科目について、英語と日本語による二ヶ国語履修化を導入し、外国語による授業科目数を拡充するとともに、新設した「グローバル教育科目」群及び「Japanese Culture and Society」の授業内容の充実、ピアサポート教育の実施について検討する。
また、海外留学経験の機会を拡大充実のため、「海外拠点・海外協定校数」並びに「留学への動機付け」及び「留学前準備教育」の現状の検証を行うとともに、今後の短・中・長期の目標を設定し、実現計画および成果判定方法とその基準を策定する。
さらに、学年混合型の授業で上の学年が下の学年を指導する機会を作り、一部学科で開始するほか、海外留学経験への動機付けとして、下の学年が参加できる海外留学生（海外派遣学生）による報告会を実施し、海外経験談を聞くことで、海外留学に興味をもたせる機会を設ける。

【5】 医学系・歯学系全ての多職種間の融合教育をPBL（Problem-based learning 問題基盤型学習）、臨床実習に取り入れる等、医療系総合大学の特性を活かした連携融合教育を推進する。
また、総合的な臨床推論能力・診断能力修得のための教育を強化し、探究心をもって診療に取り組むとともに、地域でのプライマリ・ケアを含めた地域包括医療にも貢献できる人材を育成する。さらに、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高める。

- ・ 【5-1】 連携融合教育について、これまでの取り組みを評価して、PBL、臨床実習に取り入れるための改善計画を策定するとともに、総合的な臨床推論能力・診断能力修得のための教育強化及び地域包括医療に貢献できる人材の育成教育のための改善計画を策定する。
基礎研究者養成の観点から、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高めるための検討を行い、計画を策定する。

【大学院課程】

【6】 研究科内、研究科間、海外教育・研究機関を含めた他の教育・研究施設間など、様々なレベルにおける連携教育を推進するとともに、大学院における教養教育のポリシーをより具体化させ、生命倫理研究センターやWeb教育を活用した生命倫理教育の強化等を行うことにより内容を充実させる。

- ・ 【6-1】 ジョイントディグリープログラムの開始や疾患予防科学コースにおける連携教育の強化をはじめ各研究科間及び附置研究所・センター、連携大学院や関連する公的機関・企業と連携した大学院教育を実践する。
また、大学院における教養教育のポリシーを策定するとともに、人を対象とした臨床研究の指針を含め、臨床倫理・生命倫理・研究倫理などを対象者に周知するため、定期的に講習会を開催し、出席できなかった対象者にはWeb受講させる。同時に、Web教育を活用した生命倫理教育のカリキュラム化についても検討を行う。

【7】 各専攻のカリキュラムに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した施策を盛り込むとともに、コースの増設および日本語コースからの切り替えにより英語のみで卒業できるコースを平成33年度までに7コースに増加させる。
また、新たな国際社会人大学院コースの設置により、国際社会人大学院コース修了生のうち外国の大学等で教育に携わる者の占める割合を60%以上の水準にする。
その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターによる大学院進学支援等の取組により、同センターの大学院進学支援プログラム修了生のうち大学院進学者の占める割合を60%以上の水準にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【7-1】 全学的な「外国語によるコミュニケーション能力向上を目指した施策」に関し、現在/未来のニーズを含め修了時到達目標を再検討し、それに基づき現行カリキュラムポリシー（カリキュラムにおける具体的実現計画）およびアドミッションポリシーの修正案とその導入計画を検討し、評価法を策定する。
また、英語のみで卒業できるコース整備について、コースの増設又は日本語コースからの切り替えにより、コース数を増加させる。
さらに、国際社会人大学院コースの開設を視野に学習支援システムに専用のコースを開設し、学外向け動画配信の運用試験を行う。
その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターにおいては、e-learning教材の提供や定期的な個別面接指導など大学院進学支援を推進し、初年度修了生から大学院進学者を輩出する。

【8】 既存の教育研究組織を見直して、健康科学領域の先進的な教育研究を担当する新たな研究科を平成30年度に設置するとともに、当該研究科に集学的アプローチで学習するグローバルヘルスリーダー養成コース（仮称）を開設するなどして、将来のグローバルヘルス領域を担う人材育成を行う。その成果として、同コース修了者のうち、統合的先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を60%以上の水準にするとともに、統合的先制医歯保健学関連の英語論文数及び外国の大学や研究機関等との共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【8-1】 グローバルヘルス研究科（仮称）設置に向けたディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー及びそれらに基づくカリキュラムの検討を行うとともに、研究科を構成する分野、人員配置についても検討を進める。また、同研究科の設置に係る手続き資料の作成を行う。

○教育の成果・効果の検証に関する計画

【9】 入学前から卒業後までの学生に関するデータを一括して管理、分析する部署を設置し、個人情報管理を徹底しつつ教学に関するIR機能を強化する。
また、学部・大学院の教育活動に関して、IR機能を強化して全学的な体制のもとで自己点検評価および外部評価を実施し、その結果を教育システムの改善に反映させるほか、海外の教育プログラムを調査し、各専攻の教育プログラムの改善に反映させる。

- ・ 【9-1】 統合教育機構において、教学に関連するIR情報を管理、分析する体制を整備するとともに、入試システム、学部教務システム、大学院教務システム、研究情報データベースの各データの一部を大学IRシステムに取り込むなど、データ連携を強化する。
また、学部・大学院の教育活動に関する様々なデータを大学IRシステムで分析するためのシステム、組織を整備する。
その他、各専攻の教育プログラムの改善に反映させるため、海外の教育プログラムを調査する。

○成績評価に関する計画

【10】 制定・公開されている学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき、学士課程卒業時および大学院課程修了時に要求される医療人としての専門的能力の基準を具体的に設定して、より厳正・適正な学位審査を実施する。

- ・ 【10-1】 学士課程については、コンピテンシーの見直しを行い、大学院課程についても、課程修了時に要求される専門的能力の具体的基準の設定についての検討を開始する。
また、GPAの分布についての検証を行うなど現在の成績評価の在り方を見直し、国際的汎用性のある成績評価を行うための検討を行う。

【11】 定期試験に筆記試験以外の方法も積極的に取り入れて、学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価するとともに、GPAの成績分布について、国内外の教育機関における状況も調査し、国際通用性の高い成績評価を行う。

- ・ 【11-1】 学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価して、評価基準に沿った評価ができるように、履修規則、試験規則、GPA制度取り扱いに関する要項等で学習の評価基準を明確にするなど、評価方法を改善する。
また、各科目シラバスの到達目標を、出来る限り具体的な記述にするよう、改善を促す。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教員の配置に関する計画

【12】 教育に関して客観性の高いIR機能による教員評価体制を構築するとともに、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的に、能力や属性に応じた教員研修やキャリア教育を実施する。
また、学長のリーダーシップのもと、女性・若手を積極的に採用するとともに、グローバル化に対応するため、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の登用を推進する。

- ・ 【12-1】 大学IR情報のデータの収集・蓄積を行うとともに、教員評価のために必要な評価要素（データ）を特定するための検討を行う。
研修については、各部局で実施されている教員研修やキャリア教育の実施方法を調査、検討したうえで、今後の研修テーマ、研修対象の優先度を明確にし、次年度以降の研修の実施方針を提示する。
また、女性、若手、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）について、各部局に登用を奨励するほか、登用事例を大学内で共有するなど登用を推進するための取組を実施する。

○教育環境の整備に関する計画

【13】 社会人も含めた学生にとって学びやすい環境整備のため、図書館の充実、多様なメディアを活用した教育体制の充実、シミュレーション教育の充実を推進するとともに、IR機能を活用して専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果の検証を行い、教育効果が高く学生が留学しやすい新カリキュラムを構築する。また、四大学連合や大学院連携事業等を活用し大学の枠を越えて、テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館等の共同利用を行うなど、教育研究資源を有効活用する。

- ・ 【13-1】 統合教育機構内に、多様なメディアを活用した教材作成、シミュレーション教育、テレビ会議システム等を利用した連携授業を支援する体制を構築するとともに、新たな大学間協定による海外での学習機会の創設や海外拠点を利用したカリキュラムの策定を計画する。
さらに、IR機能、学生による評価機能を活用して、専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果を検証するための評価方法案を策定する。
その他、学生にとって学びやすい環境を構築するため、図書館本館の再整備を計画するほか、社会人学生を対象に、より使いやすいネット学習環境の整備を進める。
また、四大学連合等の図書館相互利用状況を検証し、より有効な活用に向けた取組を計画する。

○教育環境の整備に関する計画

【14】 統合教育機構のリーダーシップのもと、部局ごとに教育業績評価体制やカリキュラム改善体制を充実させ、外部評価を含めたPDCAサイクルの体制をさらに機能させる。また、教員の教育能力の向上のため、医療系総合大学の教職員に特化したFD (Faculty Development) を開発し、実施する。

- ・ 【14-1】 統合教育機構内に、各部局ごとの教育業績評価やカリキュラム改善を検証するための体制を構築する。
また、学士課程・大学院課程の教員の教育能力向上並びに教材作成のための研修等を企画する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習支援に関する計画

【15】 学部生対象の学務システムと大学院生対象の修学システムを統合するとともに、健康管理システム等との連携を密にして、学生のトータルライフケアを推進する。また、教学に関するIR機能を充実・強化することにより、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ（健康状況を含む）を集約、統合、分析、管理して、教育の場に還元できる体制を構築する。

- ・ 【15-1】 学部生と大学院生の学務システムを統合するとともに、学務系システムと健康管理システム等との連携を強化し、学生の修学情報等を大学IR情報として蓄積するシステムを構築する。
また、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ（健康状況を含む）を集約、管理、統合、分析して、教育の場に還元するための体制づくりの検討を行う。

○生活支援に関する計画

【16】 学生の日常生活・心身の健康・各種ハラスメントに関する相談、経済的支援、障がい学生支援、就職支援等、学生生活支援のさらなる充実を推進する。特に、就職支援については、就職希望の多い医療系企業に関する情報提供の拡充を行うなど就職支援を充実させる。

- ・ 【16-1】 障がい学生支援については、配慮の具体例等を含む対応要領を平成28年4月より施行するとともに、教職員への周知を徹底する。
生活支援については、学生生活実態調査（大学院生）の結果を活かし、必要な支援を検討し実施するほか、奨学金の新たな仕組みについても検討を行う。
就職支援については、履歴書・エントリーシートの書き方や企業分析等を目的とする「就職ガイダンス」、企業の採用担当者を招聘する「学内業界研究会」、その他、採用試験対策としての実戦講座を実施する。特に、学内業界研究会では、就職希望の多い医療系企業の人事担当者に参加を求めるなどの取組により就職支援を充実させる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

○入学者選抜の改善に関する計画

【17】 国際バカロレアディプロマ資格者入学枠の導入の検討を進めるとともに、学士、修士、博士課程入学試験において TOEFL などの民間の英語資格・検定試験を導入する。アドミッションポリシーに相応しい学生を早期に獲得するための推薦入試を全学部において実施する。
また、アドミッションオフィスを設置するなどアドミッション部門を強化し、入学者選抜制度等に関わる研究開発や教員研修、入試広報等を積極的に推進する。

- ・ 【17-1】 アドミッションポリシーの見直しを行うとともに、多様な人材を多面的な評価で受け入れるために特別入試（推薦入試・国際バカロレア入試・帰国生入試）実施の計画を策定し、公示する。
さらに、学士編入学試験の成果を評価し、選抜方法の改善について、検討するほか、修士/博士課程入試における民間英語資格・検定試験の導入についても検討する。
また、統合教育機構内に入試に関して検討を行うチームを設置し、入学者選抜方法、高大連携、教員研修、入試広報に関する調査と検討を開始する。

【18】 人材育成および学際領域、複合領域の研究教育の更なる推進を目的として本学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学により構成される四大学連合を活用した大学個別試験、本学および四大学連合内での卒業後の優先的な学士編入学制度、医歯学基礎研究者養成のための学士コースの検討を開始する。

- ・ 【18-1】 東京外国語大学と連携し、文理融合問題作成のための相互情報提供と調査を開始するとともに、同大学との面接員相互派遣に向けた調査および実施方法の検討を行う。
また、四大学間および学内における学士編入学制度等の改善に向けた制度の見直し・再検討を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究水準に関する計画

【19】 本学の強みである研究領域の強化を加速化し、国際的な最先端研究拠点を形成するとともに、国内外の優れた研究機関との積極的な研究連携を行い、世界最高水準の最先端研究ネットワークを構築する。その成果として、医歯工連携関連国際共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。

- ・ 【19-1】 国際的な最先端研究拠点形成のため、学問領域ごとに複数分野を融合させる領域制を活用し、領域内及び領域間による共同研究を推進する。
また、国際シンポジウムを計画するほか、共同利用・共同研究拠点事業を活用するなど国内外の研究機関との研究連携・研究ネットワークの構築計画を整備する。

【20】 学部、大学院、研究所等を有機的に連携させて、先制医療などの最先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究を展開し、社会的に要請の高い重点領域の研究を推進する。その成果として、医歯工連携関連論文数を現行の1.5倍に向上させる。

- ・ 【20-1】 基礎分野の教育・研究を効率的・先端的に行うため、研究科、研究所を超えて類似した学問領域の複数分野を融合させる領域制を実施し、論文投稿数や共同研究その他外部資金獲得実績を有する強い領域には優先的な人的配置、研究費配分を行う。
その他、臨床研究推進のため、アンメットニーズに対する研究の企業とのマッチングを行う。

○産学連携及び成果の社会への還元に関する計画

【21】 先端的医科・歯科医療の推進を目指し、学内外と連携して医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を整備し、医療機器、バイオマテリアル、歯科材料などの開発を行う医療イノベーションの推進を担う組織を拡充するとともに、民間との共同研究及び受託研究件数並びに国内及び国際特許出願件数をそれぞれ現行の1.5倍に向上させる。また、研究成果の実用化、事業化、ライセンスなどを統一的に行い、知の成果を積極的に社会に還元する。

- ・ 【21-1】 医療イノベーション推進センターの機能を強化するため、人員の増加等を行い、基礎・臨床融合研究を多角的に展開することで、臨床研究件数を増加させる。
また、生体材料工学研究所を医歯工連携拠点として展開するために、ジョイントリサーチ講座の制度改革の検討等の取組を行う。
さらに、産学連携の共同研究拠点として研究成果の実用化・事業化及びライセンス化による本学の知の成果の社会還元を推進する。

【22】 研究成果について、ホームページをはじめとする様々なメディアを通じて広く公表するとともに、平成29年度までに国外向けの情報発信サイトとして英語版を拡充し、積極的なアウトリーチ活動を展開する。

- ・ 【22-1】 科研費の公募や応募状況件数及び採択件数に関する分析情報や各種研究成果を広く公表するため、ホームページ及び広報誌等を整備充実し、国内に向けたアウトリーチ活動を推進する。また、研究情報データベースを活用し、研究者リストの英語版を立案するなど国外に向けた情報発信に資する取組を行う。

【23】 大学発ベンチャー創設を含め本学の研究成果を効果的・効率的に事業化・実用化に結びつけるために、国内外の企業をステークホルダーとして活用し、産学連携の重要性に関する啓発教育を推進するとともに、グローバルな協働関係を醸成し、持続的な連携を可能とするシステムを構築する。

- ・ 【23-1】 研究成果を事業化・実用化するため、民間企業との共同研究の増加を図るとともに、本学の研究開発成果を基盤とした大学発ベンチャーの育成・支援を促進するため、コーディネーター等の育成計画を立案する。
その他、研究・産学連携推進機構を中心として、研究成果を事業化・実用化させるため、国内外の企業をステークホルダーとして活用するなど、企業等との持続的な連携を可能とするシステム構築を計画する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○研究者等の配置に関する計画

【24】 研究者の採用方針から決定まで学長のリーダーシップのもと行われるようガバナンス改革を徹底する。また、学内教員組織の最小単位である「分野」の枠を超えて大学院指導を行う複数メンター制度を導入し、分野間の共同研究を推進するとともに、教育・研究を効率的・先端的に行うため、類似した学問領域の複数分野を「領域」としてまとめ、平成33年度までに10領域程度を編成する。

また、研究者の採用は国際公募とするほか、優秀な留学生を特任教員等で採用するシステムを構築する等の取組により、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）を積極的に採用し、全教員に占める割合を平成33年度までに34.0%に向上させる。

・【24-1】 研究者の採用方針から決定までを学長のリーダーシップのもと行われるようガバナンス改革を徹底する。

また、学内教員組織の最小単位である「分野」の枠を超えて大学院指導を行う複数メンター制度の全学導入を段階的に行うべく計画を整備するとともに、基礎分野に関しては教育・研究を効率的・先端的に行うため、類似した学問領域の複数分野を「領域」として編成し、その領域内で柔軟な研究者配置を行う。

さらに、教員の公募に関しては、助教を含め基礎系のすべての分野において国際公募を実施する。

その他、優秀な留学生等を特任教員、特任研究員として採用するシステムの構築のため、制度面、財政面を含めた雇用システムの検討を行う。

○研究環境の整備に関する計画

【25】 学内に点在する機器・試料・施設等の各種リソースを研究・産学連携推進機構へ集約化し一元管理体制を整備するとともに、資金とスペースの有効的活用の支援を行うなど平成30年度までに湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備を促進する。

・【25-1】 医歯学支援研究センターの改組を目指し、学内に点在する共同利用が可能な全ての機器・試料・施設等の各種リソースを研究・産学連携推進機構へ集約する計画、及び資金とスペースの有効利用計画を立案する。

○研究者支援に関する計画

【26】 評価に基づいた研究者へのインセンティブを強化するとともに、学長のリーダーシップのもと、学長裁量経費の戦略的配分等により若手研究者の研究を支援する。

また、言語支援・生活支援等を継続、拡大することにより外国人留学生の増加を図り、優秀な留学生を特任教員等で採用するとともに、外国人研究者を含む若手研究者等を総合的に支援するAdvanced Research Center（仮称）を新設し、研究者等が高度な研究に専念でき、その能力を発揮できる環境を整備する。さらに、研究支援員等の配置や病児保育およびワーキングシェアの導入によって、研究と出産・子育て・介護などのライフイベントとのバランスを配慮した女性研究者が活躍できる環境作りを行う。

・ 【26-1】 若手研究者支援及び基盤的研究の底上げのため、研究評価に基づく研究費及び研究特別手当などのインセンティブに加え、領域による共同研究創出等の強化策を立案する。

また、優秀な留学生等を特任教員、特任研究員として採用するシステムの検討など留学生を含む外国人研究者の増加に向けた取組を推進するとともに、Advanced Research Center（仮称）の整備計画を策定し、高度な研究に専念できる環境を整備する。

また、研究支援配置及び病児保育等の取組を促進させるとともに、ワーキングシェア制度の導入計画を立案し、ワークライフバランスを推進する環境整備を充実させる。

○知的財産の創出等と社会への還元体制の充実に関する計画

【27】 新たに構築した産学連携指標に基づいて、知的財産戦略を構築するとともに、産学連携研究センターを中心として、知的財産を活用して総額5,000万円以上の大型外部資金の獲得を目指す。また、バイオバンク事業を通して、世界最高水準の産学官疾患オミックス研究を推進し、知的財産を創出するほか、有体物移転契約（MTA）をより一層活用して、外部機関との円滑な研究協力並びに、実用化による社会への利益還元を積極的に行う。これらの取組を通じて、特許使用料、MTA収入を増加させる。

・ 【27-1】 産学連携活動に係る各種データを基に分析・構築した産学連携機能評価指標を用い、知的財産戦略へ反映することで産学連携研究センターを中心に、知的財産を活用して、総額5,000万円以上の外部資金の獲得を目指す。

また、バイオバンク事業を通して世界最高水準の産学官疾患オミックス研究を推進し、知的財産を創出するための計画を立案する。

さらに、研究成果有体物の適切な活用を促進するため、MTAに係るデータベース構築を計画し、国内外との研究協力並びに実用化による社会還元、それらの増収を進める。

【28】 リサーチアドミニストレーターを活用により、医療イノベーション推進センターを中核として、シーズ探索から研究成果の実用化まで一貫通貫型の支援を行い、大学発イノベーションを創出するとともに、全国の医学系大学との協力体制を強化し、効率的な社会還元を行う。

- ・ 【28-1】 産学連携研究センターが中心となり、企業ニーズとのマッチングを推進するほか、医療イノベーション推進センターによりイノベーションを創出するため、URAを活用して大学が保有するシーズを調査し、臨床研究への橋渡し及び実用化に向けた計画を整備する。
また、国内外企業との組織的な産学連携による部局横断型の共同研究の創出や大学発ベンチャー支援等を推進する。

○研究の質の向上システムに関する計画

【29】 研究情報データベースやIR機能を活用して、国際的な研究者評価と国内における強みの分析を行うとともに、それらの評価に基づいた人員、研究費、研究スペースの重点化を行う。また、領域制を利用した分野協働、分野統合などによって大学としての研究の質の向上を推進する。

- ・ 【29-1】 既存の教学、医療、研究それぞれのIR機能を強化して、学内の人事・教育・研究情報を集約した大学情報連携システムへ追加するデータの洗い出しを行い、全学的な視点でIRを進める体制を構築する。
また、評価にもとづく人員の重点配置や研究費配分等の実施に向け検討を進めるとともに、研究情報データベース等を積極的に活用し多様な観点から分析を行う。

○産学連携体制の充実に関する計画

【30】 グローバルな産学連携研究を推進するため、国際的に通用する規則（生命倫理、利益相反など）を制定し、教職員への普及・定着を図るとともに、法令遵守、研究倫理遵守、利益相反マネジメントを一体化して管理するシステムを構築する。
また、先端医療を充実・促進するため、産学官との共同協力体制を強化し、附置研究所を含め全学レベルで、イノベーション創設のための研究戦略の策定を行うとともに、効果的な研究展開を支援するマネジメント体制についても併せて導入・整備する。

- ・ 【30-1】 産学連携研究を推進するため、生命倫理・利益相反などに関する国際的に通用する規則制定に向け諸外国の状況調査を行うとともに、併せて英訳化の検討を行い、法令遵守、研究倫理遵守及び利益相反マネージメントを統合的に管理するシステムの構築を計画する。
また、教職員個々人が高い倫理観をもって業務に専念するよう研修等を義務付け、倫理意識をさらに向上させる。
さらに、先端医療を充実・促進するため、全国の医学系大学との協力の下、産学官との共同協力体制の強化策及びイノベーション創設のための研究戦略を立案し、合わせて効果的支援が行えるマネジメント体制の整備を計画する。

○共同利用・共同研究拠点に関する計画

【31】 附置研究所を中核とした、医科学・生命科学・臨床医学に渡る国内外研究者との先端的難治疾患克服研究及び医歯工学融合分野の重点領域研究に係るネットワークを構築し、医療系総合大学機能を強化するとともに共同利用・共同研究拠点としての先導的役割を果たす。

・【31-1】 難治疾患研究所においては、ゲノム情報、臨床情報、生活習慣・環境情報等のビッグデータを活用した附属病院における個別化医療に資する難治疾患研究リソースの拡充体制を構築し、共同利用・共同研究拠点のリソース機能を強化する。

また、難治疾患研究リソースの拡充体制の基盤となる所内大学院教育研究支援実験施設について、学内および学外研究者の共同利用を促進する。さらに、難治疾患研究リソースと研究支援実験施設を活用して共同利用・共同研究拠点として共同研究を促進する。

生体材料工学研究所においては、我が国唯一の生体材料工学研究拠点として、国内の優れた研究機関とのネットワークにより共同利用・共同研究拠点を形成し、先導的役割を果たす。特に、優れた国内研究機関との連携によりライフイノベーションマテリアル創製共同研究を進める。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

○社会との連携・社会貢献に関する計画

【32】 企業や関係機関等とより円滑に連携できるよう学内の体制を整備し、連携企画の立案を組織的・恒常的に行うことで、社会との連携を強化する。また、時代の変化に対応した社会のニーズを組織的に調査、分析し、自治体や他の教育研究機関との連携も活用して、健康長寿医療等に関する市民講座など社会および地域のニーズに対応した公開講座や社会人の学び直しを目的としたプログラム等をさらに充実させ、積極的に実施する。

・【32-1】 地域貢献・社会貢献活動の一環として、医療系総合大学としての特色を活かした健康長寿医療等に関する公開講座や、医学・医療を身近に感じてもらうための小中学生向けセミナー等を合計10回以上実施し、本学における教育・研究・診療活動の成果をわかりやすく発信する。

【33】 民間企業等からの人材を特別大学院生、共同研究者として受け入れ、医療現場、医歯学研究現場におけるシーズ・ニーズマッチングできる体制を整備し、社会において即戦力として通用する人材育成プログラムのステークホルダーとして活用する。また、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、スポーツ医歯学およびスポーツサイエンス研究の成果を踏まえ、トップアスリートを指導・支援する理学療法士等を対象に教育プログラムを実施するとともに、研究の成果をシンポジウムやセミナーを通じて広く地域に還元する。

・【33-1】 民間企業より有能な人材を受け入れる枠組を作り、研究成果の事業化、実用化を図るとともに、医療現場または研究現場におけるシーズ・ニーズマッチングシステムを整備する

また、スポーツサイエンス機構を中心として、スポーツ医歯学およびスポーツサイエンス研究の成果を踏まえ、医師・歯科医師・理学療法士・トレーナーや研究者によるトータルケアの体制を整え、オリンピック・パラリンピック強化選手に対して実践する。

さらに、本学独自の教育プログラムの作成・実施へ向け企画検討を行うとともに、スポーツ医歯学に関する研究者向けセミナー等を開催する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

○大学の特性や強みを生かした国際通用性の向上に関する計画

【34】 IR機能を強化し、客観的な国際化指標を開発することで、データに基づく国際水準との比較を可能とする。それに基づいて国際水準を超えるカリキュラムを構築し、さらに、本学の教育研究成果を社会に発信する。

- ・ 【34-1】 統合教育機構を中心に、統合国際機構と連携して、カリキュラムの質に関する機関間の比較を可能とする客観的な評価法の開発、データ取得計画の策定を行う。
また、本学の医歯学教育モデルの国内外の大学等への展開を見据えた国際化医療教育の取組を推進する。

【35】 海外からの医療人研修体制を充実し、受入数を増加させる。また、外国人患者受入体制を整備し、外国人患者への高度専門医療の提供を進めるとともに、海外拠点における大腸がんスクリーニング等の医療協力活動および人材育成を海外拠点の周辺国支援に繋ぐ。

- ・ 【35-1】 本学低侵襲医歯学研究センターにおいて策定した院内技術認定試験を、タイやチリの海外拠点を中心に関連医療機関等に普及させるとともに、テレビ会議形式の検討会を通して、技術教育を行う。さらに、外国人歯科医師臨床修練の受入れを拡充するとともに、臨床修練指導歯科医を増加させるなど受入れ体制を整備する。
また、国内外の関連機関との連携を強化するなど外国人患者の受入れが可能な体制整備を進める。
歯学部附属病院においては、アフリカ諸国を対象としたJICAプロジェクト「5S(整理、整頓、清掃、清潔、習慣化)-KAIZEN(改善)-TQM(トータル・クオリティー・マネジメント)による保健医療サービスの質向上」の研修病院として、これまでの実績を踏まえて、さらに研修体制を充実させ、受入れ人数を増加させる。
その他、海外拠点における医療協力活動及び人材育成の可能性・有効性について検討を行う。

○国際水準の教育研究の展開に関する計画

【36】 グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進し、留学支援・留学生支援を継続・拡大することにより、卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を平成33年度までに医学科46.0%、歯学科36.0%、保健衛生学科20.0%まで引き上げるとともに、全大学院生に占める外国人留学生の割合を平成33年度までに22.0%まで引き上げる。
また、国際標準を用いた外部認証評価受審を進めるなど国際通用性を意識した教育プログラムの質保証を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【36-1】 留学支援・留学生支援のために必要な新たな環境・体制の整備について検討するほか、これまでの留学支援・留学生支援を継続し、卒業生(学士)、修了生(大学院)に占める海外経験者の割合を向上させる。
また、国際標準を用いた外部認証評価の受審について学部毎に検討するとともに、歯学部歯学科においては、「歯学教育認証評価」トライアルを受審する。

【37】 チリ大学、チュラロンコーン大学との間に、ジョイントディグリープログラムを開設・運営し、国際共同教育研究と人材育成を行うとともに、海外での研究機会を拡大する。
また、先端的国際共同研究を戦略的に推進し、外国人研究者の積極的な招聘を行う。これらの取組と合わせて年俸制やテニユアトラック制の拡充を含む人事制度改革等を行い、全教員に占める外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の割合を平成33年度までに34.0%まで引き上げる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【37-1】 チリ大学、チュラロンコーン大学とのジョイントディグリープログラムを開始し、国際共同教育研究と人材育成を行う。
また、先端的国際共同研究に係る各種の研究プログラムを活用して、海外での研究機会を拡大するとともに、国際シンポジウムやセミナーなどの研究交流を通じて、外国人研究者の招聘を行う。
さらに、外国人教員等については、短期的な雇用により外国人研究者を受け入れることのできる仕組みの検討を開始するなど、外国人教員等の割合の向上に向けた取組を行う。

○留学生支援に関する計画

【38】 修士/博士課程における英語による授業科目割合の拡大（平成33年度54.0%）、科目ナンバリングや、統合国際機構による留学生への支援強化（書類の完全英語化や対応窓口英語化による修学手続き支援等、研究支援、経済的支援、言語支援、日本の理解支援、生活支援、家族支援）など国際化に対応した教務/修学支援体制を樹立する。
また、留学生と日本人学生との交流機会について、学生主体の企画/運営組織を設立し、拡充する。

- ・ 【38-1】 修士・博士課程における英語による授業科目割合の拡大目標達成に向けた計画及び必要な環境、体制及び支援の検討を開始する。
さらに、科目ナンバリングや留学生への支援強化など、国際化に対応した教務・修学支援体制の目標及び達成時期を設定し、達成に向けた計画の検討を開始する。
また、留学生と日本人学生との交流機会を増やすため、学生主体の企画・運営組織を設立し、環境整備及び支援を開始する。

○留学支援に関する計画

【39】 学生（学士/修士/博士）の英語教育を充実させるとともに、学士課程においては、トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会を創出・拡大する。修士・博士課程においても海外での活動機会を充実させることにより積極的な海外留学への動機づけを行い、国際プログラム等への参加・発表等の機会を増やし、学生の国際流動性を高める。

また、統合国際機構により、留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援を拡充するとともに、留学先に応じた適切な予防接種実施や健康/安全情報を提供するほか、全留学生の把握および情報共有/連絡のためのオンライン情報管理システムの構築など、留学中の危機管理体制を整備する。特に、国際的なリーダーを養成する観点から、大学院修了生については、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用し、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みを構築する。

- ・ 【39-1】 学士/修士/博士課程の英語による授業科目割合を拡大する計画について検討を開始するとともに、海外拠点等を活用して学部学生、大学院生の積極的な海外留学への動機づけを行うために、検討チームを設置し、学生の国際流動性を高める方策について検討を行う。
- また、統合国際機構を中心として、現行の日本人学生の海外留学に関する教育支援の検証を行い、今後の短・中・長期の目標を設定し、実現計画および成果判定方法とその基準を策定し、開始する。
- さらに、年間3回の渡航前オリエンテーションを実施し、医師による留学先に応じた適切な予防接種や、健康管理指導等を行う機会を設けるほか、派遣中も、留学生危機管理サービスによる安否確認や、月例報告書等の提出を促し、状況把握を行いながら、帰国までの間、定期的に学生との連絡を行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○病院運営の強化に関する計画

【40】 理事・病院長を中心としたガバナンスを強化するため、診療体制も含めた管理運営体制および予算配分方法等の見直しを行う。また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として臨床指標に基づき持続的に診療水準を向上させる。さらに、管理会計システム等による経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制を構築し、経費の節減等を継続して行う。

- ・ 【40-1】 平成27年度より試行している附属病院に係る新しい予算配分の仕組みを本格稼働させ、病院収入予算をルール化して附属病院に全額配分し、各附属病院において、予算（人件費、物件費）の執行管理を行う。さらに、管理会計システムについて、部門別原価計算を実施し、これまでの実施データと比較して、分析を行うほか、ベンチマーク機能を備えた新システムを導入する。
- また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として、附属病院内のデータを集約し、データベースを整備するとともに、分析能力を醸成して、診療の質、経営の質を向上させるための情報発信を行うとともに、学長、理事、病院長の意思決定をサポートする情報を提供する。
- さらに、高度医療を提供する大学病院の医療の質改善活動を定着させ、質保証と病院マネジメント改革のためのエビデンスを蓄積し、大学附属病院の Institutional Research (IR) 部門としての機能の整備に着手する。
- その他、PDCA医療クオリティマネージャー養成講座を通じて、病院組織マネジメントを担う人材養成を行う。

○高度急性期医療機能及び地域医療の強化に関する計画

【41】 医学部附属病院においては、救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を維持するとともに、診療機能の更なる充実のため、病床再編や先端医療機器の整備充実を行う。歯学部附属病院においては、インプラント治療などの先端的歯科治療を充実させるための体制整備を行う。

また、自治体および医師会、歯科医師会、地域医療機関等との連携の強化を進め、自治体の医療計画に則して、先端医療および高度急性期機能を担う病院としての役割を果たし、地域包括ケア体制の構築に貢献する。

- ・ 【41-1】 医学部附属病院においては、救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を維持するとともに、診療機能の更なる充実のため、病床再編や先端医療機器の整備充実を行う。
- 歯学部附属病院においては、高度で専門的な歯科治療を効率的に提供することを目的として各専門診療科で行っている治療を包括的に行う先端歯科診療センターを充実させる。
- さらに、先天性疾患や重度の顎変形症などの治療を行う顎口腔変形疾患外来について、関連診療科や医学部附属病院の小児科等との有機的な共同体制を確立するなど診療体制を充実させる。
- また、医師会、歯科医師会、地域の医療機関等との連携を深め、地域に密着した病診連携等を実施する。

○安全で良質な医療の提供（医療の質の向上）に関する計画

【42】 クオリティ・マネジメント・センターを中心とした臨床指標に基づく診療の質向上の推進や外部評価を活用した改善を行うとともに、口腔外科、頭頸部外科、形成外科、放射線の各部門間の連携や周術期口腔ケア体制の強化をはじめとする医学部附属病院と歯学部附属病院との診療連携をさらに進展させ、安心・安全で良質な全人的医療を行う診療体制を充実させる。

- ・ 【42-1】 クオリティ・マネジメント・センターを中心として、医療の質の視点（①臨床指標による当院の質の計測、②医療安全に関する分析、③感染管理に関する分析、④診療機能アウトカム分析、⑤当院のパス管理及びその分析）および病院経営の視点（⑥外来診療の効率性分析、⑦地域連携状況の分析）に基づいたデータ分析により医療の質を可視化する。さらに、DPCデータに加え各部門が保有する院内医療データを活用した分析体制を構築する。
- また、口腔ケア外来による周術期口腔管理の件数増加案を策定するほか、長寿健康推進センターと先端歯科診療センターの連携策を立案するなど両附属病院の診療連携を進展させる。
- その他、安全管理に関する研修会等の開催、医療安全マニュアルの見直しを定期的に行い、医療安全に関する病院職員の認識の徹底を図る。

○臨床研究の推進と高度医療の開発に関する計画

【43】 新規医薬品および新規医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究をさらに推進するため、管理体制、支援体制を臨床研究中核病院の水準にまで拡充するとともに、関連医療機関と臨床研究ネットワークを構築する。
また、医学部附属病院、歯学部附属病院、附置研究所、研究・産学連携推進機構との連携により高度医療技術の研究開発を行い、臨床への応用を進めるとともに、保険診療の枠にとられない先端医療の導入を推進する。

- ・ 【43-1】 医学部附属病院においては、臨床開発に関する教育啓発や申請研究計画の事前審査システムの構築等を通じて、新規医薬品および医療機器等の医師主導治験や多施設共同臨床試験の支援体制を拡充し、遂行能力を高める。
また、連携医療機関との間の臨床研究ネットワーク事務局を設置し、連携協定を締結するとともに、連携事業を開始する。
歯学部附属病院においては、先端歯科診療センターにて、臨床治験を推進するための基盤整備を行うほか、生体材料工学研究所と連携した歯科インプラント体の表面改質や口腔外科領域、歯周治療領域で有効な骨補填材の開発及び医学部附属病院、難治疾患研究所と連携した周産期における母児エピゲノムの体系的解析を計画する。
その他、両附属病院、附置研究所、研究・産学連携推進機構等との連携により高度医療技術の研究開発を行い、臨床への応用を進める。

○豊かな人間性を備えた医療人の育成に関する計画

【44】 医学科、歯学科、保健衛生学科、口腔保健学科および医学部附属病院、歯学部附属病院の連携による卒前・卒後を通じた一体的な教育・研修プログラムを整備改善するとともに、職種間の連携を高める教育・研修プログラムを整備し、実施する。

- ・ 【44-1】 医学部附属病院においては、卒前教育・卒後研修として従来から行っている既経験従事者が新規従事者を系統的に教育する方式（屋根瓦方式）をさらに実践的・効率的に行い教育効果を上げるため、臨床研修医を指導する立場の医師の指導力向上を目的とした、指導者向けの研修会の実施を検討する。また、各職種が他の職種を相互に理解し、連携を促進することを目的とした職種横断型研修の実施を検討する。
歯学部附属病院においては、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の卒前・卒後・生涯教育を支援するために、これまで検討してきた歯科総合教育センターの稼働に向けて、教職員の配置等に関して基盤整備を行う。さらに、職種間教育を推進し、卒前臨床実習に歯学科学生と口腔保健学科学生が相互に乗り入れる体制を構築する。その他、卒前・卒後教育の在り方や指導体制について、問題点を抽出し、改善策の立案を開始する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○学長のリーダーシップに基づいた大学運営に関する計画

【45】 学長のリーダーシップに基づいた取組を推進するために、「学長指針」として、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な方向性および取組計画を教職員FD・SD(Staff Development)やホームページ等を通じて学内外に周知するなどガバナンス機能の強化に係る取組を推進する。また、現行の創立記念行事等をさらに充実させるとともに、学長と各部局の教職員との懇談会を年4回程度定期的実施することにより大学運営方針の浸透および愛校心の醸成を推進する。

- ・ 【45-1】 第三期中期目標・中期計画に基づく学長の大学の運営方針について、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な方向性および取組計画を教職員FD研修を通じて学内の構成員に周知するとともに、大学ホームページ、一般向け広報誌、SNS、メールマガジン、デジタルサイネージ等を用いて、学内外に周知する。
また、学長と各部局の教職員との懇談会等を年4回程度実施する。
さらに、創立記念行事等の内容について、アンケート内容や他大学の開催状況等から検証・分析し、次年度以降の充実策を策定する。

【46】 平成29年度までに監事へのサポート体制を拡充するとともに監事の協力のもと、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大し、監査結果を大学運営に反映させる。
また、海外拠点等の外国人教員等からも定期的に意見を聴取する仕組みを構築する。さらに、学外有識者より、本学が実施する事業や運営などについて意見・提案を受ける場を設け、提示された意見やアイデアを反映した取組を行う。その他、学生からの意見聴取の取組についても、全学に拡大し大学運営に活用する。

- ・ 【46-1】 監事へのサポート体制の拡充について検討するとともに、監事監査について、より広範な監査を行えるよう、大学執行部等から監事に対して、情報提供を行うなどの支援を行う。
また、経営協議会の学外委員など学外有識者や海外拠点等の外国人教員等から定期的に意見を聴取する仕組みについて、検討を行う。
その他、統合教育機構において、各学科・研究科等教育委員会の意見を元に、学生から意見や評価を得る具体的方法を検討し、学生からの意見を教育に反映させる体制を整備する。

○戦略的な学内資源配分に関する計画

【47】 平成29年度までに学内外の情報を収集・集約したデータベースの運用を開始するとともに、平成31年度までに学長企画室を拡充し、人的・物的・財的資源に係る資源配分機能を集中させる運用体制を導入する。さらに、IR機能を活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制を確立する。

- ・【47-1】 教学(統合教育機構の教学IR部門)、医療(クオリティマネジメントセンター)、研究(リサーチ・アドミニストレーター室)それぞれのIR組織に加えて、全学的な視点でIRを進める体制を構築する。
また、学内の人事・教育・研究情報を集約した大学情報連携システムへ追加するデータの洗い出しを行う。

【48】 人事管理について、従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度を稼働させ、既存事業の見直し等により人件費を削減し、この財源の一部を学長裁量経費に充当し、政策経費等の戦略的経費として資源の再配分等を実施する。

- ・【48-1】 人件費の増加を抑えつつ、重要な経営目標に資源を投入できるよう、新しい人事管理について、従来の定数管理に代わる新たな人事管理制度の検討を行うため、従来の定数管理の問題点の洗い出しを行うほか、複数財源による雇用事務を効率的に処理するシステムの導入など、情報システムを活用した人事管理の導入計画を策定する。
また、インセンティブの強化を行いながら人件費の削減を行うために、現行の人事・給与制度の検証を行い、短期的と中長期的なものに区分した施策案を策定する。

○人事の適正化に関する計画

【49】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、平成33年度までに、全教員に占める割合を女性教員で28.0%、年俸制教員で40.0%に向上させる。役員・管理職についても、女性登用を推進し、役員で12.5%、管理職で11.1%以上の水準とする。
また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、平成30年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど人事評価システムの拡充および当該システムによるデータのweb化やデータベース化を行うことで、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。

- ・【49-1】 学長のリーダーシップの下、人事給与制度の改革を行うなど柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施するとともに、年俸制教員の全教員に占める割合を15%に向上させる。
女性登用についても、女性教員の全教員に占める割合を25%まで高めるため、採用等に係る部局での好事例を大学内で共有するなど各部局に取組を奨励する。
評価制度については、多様化する教員・研究者の評価方法について、検証・整理する。さらに、国際通用性を見据えた人事評価制度導入に向け、学外事例を調査して検討資料を作成する。その他、評価システム、IRシステム等の連携について、その実現方策を検討するとともに、評価を適切に処遇に反映させることができるよう、給与システムの見直しを行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の見直し・再編成等に関する計画

【50】 学内外の教育研究データを集積・分析する体制を整備し、客観的なデータに基づく学内資源の最適化を実現するシステムを構築する。
また、四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化した教育研究体制を構築するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を整備する。
その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムの開発を行うため、柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする教育研究体制を確立する。

- ・ 【50-1】 学内外の教育研究データを集積・分析するための体制を整備する。
また、四大学連合等の大学間連携を強化するための体制について検討を行うとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を導入する。
その他、柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする教育研究体制の確立に向けた取組として、学内の教育支援組織の改編により設置された統合教育機構及び統合国際機構の連携の下に、グローバル教育に関するチームを設置し、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムの開発に係る検討を開始する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する計画

【51】 既存の事務組織について、平成28年度に検証WGを設置し、平成31年度までに事務組織体制の検証を行い、検証結果および大学の課題を反映した柔軟なタスクフォースを設置し、課題解決に臨む。また、組織の検証にあたっては、監事からの意見も反映させる。

- ・ 【51-1】 事務組織の業務に係る検証WGを設置し、ヒアリング等により各部局において改善すべき課題を集約するとともに、監事からの意見も踏まえて検証方針を策定する。そのうえで、事務組織体制、組織の適正人数、職員配置等の検証を開始する。

○事務処理の効率化・合理化に関する計画

【52】 組織内での検証体制を強化し、既存の事務処理の検証を行うとともに、各部局の所持する数値データ等を集約する等の取組により事務処理の効率化・合理化を推進する。
また、検証による組織改編および人員の適正配置並びにアウトソーシング等の取組により事務職員の時間外労働時間の減少および有給休暇取得率の向上を推進する。
その他、他機関との連携については、四大学連合の活用や近隣大学との連携等を提案・協議し、平成33年度までに他機関と連携して、共同研修等の新たな取組を実施する。

- ・ 【52-1】 既存の事務処理の改善状況や事務合理化・効率化が可能な事項等について、部局へのヒアリングを含め調査を行ったうえで、事務合理化・効率化に関する計画を策定する。
また、今後の合理化・効率化の評価指標の1つとなる各部局における時間外労働時間及び有給休暇取得に係る状況を正確に把握するため、「時間外労働ヒアリング」を実施するとともに、当該ヒアリング内で人員の適正配置等に関するヒアリングも行う。その結果により、過重な負担が生じている部局、比較的余裕がある部局間の人材配置を調整する。
その他、順天堂大学と連携・調整を行い事務職員の共同SDを実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○外部資金の確保に関する計画

【53】 外部資金の積極的確保に向け、インセンティブ等を拡充し一層の獲得を促進するほか、公募や応募状況、採択に関する分析情報を学内に周知し、研究者の意識向上を推進するとともに、申請書作成に係る知的・人的支援を行い、科研費等の採択率、採択件数を増加させる。
また、産学連携研究センターおよびURA室の連携を強化し、パートナー企業の協力のもと本学シーズ発の医師主導治験、先進医療を推進することにより、ライセンスフィーおよび寄附金等を増加させる。

- ・ 【53-1】 外部資金の確保に向け、大型外部資金獲得者へのインセンティブ等の拡充計画を策定するほか、各戦略会議やセミナー及びホームページ等において公募や応募件数及び採択件数に関する分析情報をURA室より発信し、研究者の意識向上を推進する。
さらに、申請書等の作成支援など知的・人的支援を強化し、科研費等の採択率または採択件数を増加させる。
また、産学連携活動により、外部資金の増加を図るため、特許など知的財産を効果的に活用し、事業戦略や研究開発戦略を策定する。

【54】 大学基金について、趣旨を明確に伝え、学内行事等やホームページ等を通じ一層の周知強化を行うとともに、コンビニ決裁の導入等により寄附者の利便性を高めるほか、多様な特定基金の設立および寄附者へのインセンティブの向上等により寄附を促進する。
また、土地・建物等の財産貸付料金等について、社会経済情勢等を勘案しつつ見直しを行うほか、学内共同教育研究施設において、学内外からの共同利用を促進させ、施設・設備等利用料を徴収する仕組みを導入する。

- ・ 【54-1】 大学基金について、学内行事やホームページを通じた周知を行うとともに、同窓会報や広報誌へ基金の活用事例や学生の感謝のことばを掲載したうえで同窓生へ基金の協力依頼を行うなどアプローチを強化する。さらに、寄附の促進を図るため、寄附者へのインセンティブや特別区民税に係る寄附金税額控除の拡充等を中心とする施策を検討する。
また、財産貸付料金について、社会経済情勢等を勘案し、近隣類似施設等貸付料金の調査を行い、その結果を踏まえ、関係規則を改正し、貸付料金の設定、借主等への確認を行う。

○附属病院収入の確保に関する計画

【55】 保健医療管理部による内部監査などを通じて保険診療の適正化を進めるとともに、診療報酬改定等の状況変化に的確に対応することにより病院収入を確保する。併せて管理会計システムの活用等により診療科毎の収支状況について検証し、人件費、診療経費の見直しに努めるなど病院運営の効率化を推進し、収益率を改善させる。また、保険外療養の拡充や臨床研究の推進により更なる収入確保を推進する。

- ・ 【55-1】 医学部附属病院においては、平成28年度診療報酬改定に的確に対応し、病院収入を確保するとともに、保健医療管理部を中心として、保険診療および診療報酬請求の適正化を進める。さらに、入院診療については、平均在院日数の縮減により入院患者数と平均診療単価の向上を果たす。
また、管理会計システムを含めた診療指標の分析を迅速に行い、分析結果に基づき、各診療科に具体的な収益改善策を提示するほか、増床した差額病床の稼働および適正な徴収等により保険外収入を確保する。
歯学部附属病院においては、先端歯科診療センターの稼働等の取組により私費診療を増加させる。さらに、保険診療における算定漏れの減少を念頭に置いたカルテ記載指導を推進するとともに、正確な算定を促す診療情報システムの整備について調査を開始する。
その他、各診療科に対するヒアリングを半期ごとに実施し稼働増加のための対策を協議する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○経費の抑制に関する計画

【56】 各部局へ配分している管理的経費等の既定経費について、業務運営の合理化・効率化（IT化、アウトソーシング、他大学との物品の共同調達等）を進めるなど、不断の見直しを行い、毎年1%以上を削減する。

- ・ 【56-1】 全学的取組として策定した「TMDU経費節減アクションプラン」等の経費削減方策を実行しつつ、経費の抑制を図る。また、経費節減に係る取組状況を検証するとともに、業務運営の合理化・効率化を図るため、複数年契約、アウトソーシング、物品の一括購入等を進めるにあたり、調達業務における委託契約等の洗い出しを行う。

これらの取組を通じて、管理的経費等の既定経費について、1%以上を削減する。

さらに、時間外労働の縮減について、実態の把握を継続して行うほか、部局の特性を勘案した削減対応策を策定するため部局へのヒアリングを行うとともに、縮減に関する優良な方策を部局間で共有するなどの取組を行う。

【57】 省エネ機器の導入および運転管理の工夫などの省エネルギー対策等の取組により年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を推進するほか、医学部附属病院基幹・環境整備を始めとした設備の改修等に際して、省エネ機器の導入等により管理的経費を抑制する。

また、外部の検証機関において毎年度実施する特定温室効果ガスの削減量の検証とあわせて、担当部署においてエネルギー削減量の検証を行うなど着実な省エネを推進する。さらに、平成29年度までに電気設備および機械設備の運転保守管理業務の包括化を完了させる。

- ・ 【57-1】 年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に向け、医学部附属病院、8号館南において空調機等の省エネルギー機器への改修を行うとともに、省エネルギーに資する運転管理の実施について、情報を収集する。

また、エネルギー削減量の検証を行うとともに、省エネの取組について他大学等の情報を収集したうえで、省エネルギーに関する体制を確立して着実な省エネを推進する。さらに、電気・機械運転保守管理業務の包括発注にむけ、仕様書等の作成及び契約を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の運用管理に関する計画

【58】 学内資金の活用状況を調査し、その結果を踏まえ、運用益の増収を図るために運用効率等を向上させるとともに資産の有効活用の検討に基づいて対処する。
また、財産貸付料金について、社会経済情勢等を踏まえた見直しを行うとともに、土地・建物等についても、活用状況等を踏まえ統廃合をはじめ売却も視野に不断の見直しを行う。

- ・ 【58-1】 学内資金の活用状況を調査し、運用益の増収化について検討するほか、財産貸付料金について、社会経済情勢等を勘案し、近隣類似施設等貸付料金の調査を行い、その結果を踏まえ、関係規則を改正し、貸付料金の設定、借主等への確認を行う。
また、若宮地区および白山地区の土地について、売却に向けた手続きを進めるとともに、その他の保有資産についても国による資産活用方策等を巡る動向や規制緩和の状況を注視しつつ、外部有識者の知見も活用して有効活用について、具体策を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○評価の充実及び評価結果の活用に関する計画

【59】 全学的な評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価、年度評価、中期目標期間評価および認証評価を適切に実施する。特に、法人評価については、毎年度の評価結果に基づき、期待する取組と改善が必要な取組等に区分し、関連会議および部局に対して、具体的に次年度に求められるアクションプランを提示し取組の推進・改善を促す。

- ・ 【59-1】 平成27年度に受審した大学機関別認証評価結果等に基づく整備・改善の取組を行うほか、自己点検評価の一環として実施している各部局の年度計画実施状況調査について、次年度以降の年度計画等に適確に反映できるように調査項目等の見直しを行う。
また、法人評価については、第二期中期目標期間の実績について、各種の根拠データを取り纏め、自己評価を実施する。
さらに、平成27年度の評価結果等に基づき、期待する取組と改善が必要な取組等に区分し、関連会議および部局に対して、具体的に次年度に求められるアクションプランを提示する。
その他、学長が計画の進捗状況に係る総括を行う仕組みや評価システムの改善に関する検討を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○情報発信の推進に関する計画

【60】 特色ある本学の教育・研究・医療等に関する活動についてわかりやすく日本および世界にアピールすることにより、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資する広報を行う。活動状況等については各部局および大学全体に情報源を求め、教育・研究・医療・社会貢献・国際化の観点から情報発信データとして整理し、さらに、大学ポートレートに反映させることで内容を充実する。

発信内容については各ステークホルダーのニーズに対応した最適化を行い、発信方法については広報実績を踏まえた有用性と利便性の点検を行った上で広報目的および対象に応じた多様な媒体を利用した、日本語および英語による国際的な情報発信体制を構築する。学内での情報の共有化のための情報発信についても検証により改善策を推進する。

- ・ 【60-1】 本学の教育・研究・医療等に関する活動について、広報部を中心として、広報誌やホームページ等を通じて発信する。特に、プレスリリースについては、件数を平成27年度比で10%増加させるなど積極的な情報発信を行う。
また、教育・研究・医療・社会貢献・国際化に関する学内の活動状況等について情報収集を徹底するとともに、収集した情報を発信媒体に適したデータとして整理する。当該データについては、大学ポートレートへ反映するとともに、ホームページや広報誌等によるアウトリーチに活用する。
さらに、本学への取材申込の動向や大学関連の新聞掲載記事の傾向を分析するなどステークホルダーのニーズ動向を調査し、調査結果を参考に一般向け広報誌、英語による広報誌、国際研究情報配信媒体、SNSを利用して各ステークホルダーのニーズに対応した発信を行う。
その他、学内での情報の共有化のための情報発信について、アンケートによる検証を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設等の有効活用の推進に関する計画

【61】 施設点検評価を実施し、施設利用状況を検証したうえで、学長が有効活用について戦略的に発案できる体制を構築し、共用スペースの拡充、再配分等を行い、既存施設を有効に活用する。
また、施設パトロール等により既存施設・設備の状況を的確に把握し、その結果を踏まえ、長期修繕計画を見直し、計画的な修繕により、施設の維持保全を推進する。
その他、高額な大型研究設備等について、学内共同教育研究施設等への集約化を行い、全学的に利活用できる設備として効率的かつ効果的に運用する。

- ・ 【61-1】 施設点検評価の実施方法の見直しを行い、点検評価を実施し、学長裁量スペースを確保するとともに、使用面積の分析を行う。
また、6号館、7号館(動物エリア以外)、8号館南の施設パトロールを行い、建物・設備状況を確認し、維持保全に必要な修繕費用を算出するとともに、施設パトロール等の結果を踏まえて長期修繕計画を見直し、優先度の高いものから改修等整備を行う。
さらに、施設の維持管理および改修等整備に係る費用を継続的に確保するためのスキームづくりを開始する。
その他、高額な大型研究設備等について、学内共同教育研究施設等への集約化を含めて効率的かつ効果的な運用の検討を行う。

○施設等の整備に関する計画

【62】 既存の施設整備長期計画を、学長のリーダーシップのもと、大学の戦略構想やアカデミックプランに則したキャンパスマスタープランへと拡充するとともに、当該プランに基づいたアクションプランを策定し、実現に向けた取組を行う。
また、附属病院についても第三期中期目標期間中に附属病院の機能強化を推進するための施設改修整備を検討する。

- ・ 【62-1】 既存の施設整備長期計画から拡充したキャンパスマスタープランについて、全学メールや大学ホームページ等により、学内外に周知する。
また、本学建築委員会において短期的な整備計画を策定し、あわせて長期修繕計画・既存施設の有効活用を含めて検討を行ったうえで、キャンパスマスタープランに基づいたアクションプランを策定する。
その他、附属病院においては、地域がん診療連携拠点病院指定に伴う、医学部附属病院緩和ケア病棟の整備を実施するほか、歯学部附属病院再整備の予算確保に向けて、文部科学省と協議を進めるとともに、再整備に係る施設整備計画を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理・危機管理に関する計画

【63】 平成29年度までに、既存の安全管理・危機管理体制を検証し、体制の見直しや強化を推進する。平成30年度からは更なる充実に向けた取組について実施または実施準備を進めるとともに、平成33年度までには各取組について再検証を行うことにより、安全管理体制を強化する。特に、両附属病院においては、病院長のガバナンスの下、事業継続計画（Business continuity planning）を策定し、大規模災害等を想定したシミュレーション等を連携して行う。

また、ガイドライン・マニュアル等についても、様々な状況を想定し、改訂・作成作業を進め周知徹底するほか、研修については、役員および教職員に対し職種・職階別に段階的に実施する。その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携について、企画・検討を行い、平成33年度までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施する。

- ・ 【63-1】 安全管理・危機管理体制について、問題点の洗い出しや役割分担を明確化するなどの取組により、各部局との連携体制を強化する。さらに、より先進的な安全管理・危機管理体制の構築のため、民間企業や私大等における取組事例等について情報収集を行い、検討のための資料を作成する。
- 加えて、学生に係る対応として、学務部危機管理マニュアル及び各学生宿舎の防災マニュアルについて、危機管理体制の検証及び強化を行う。さらに、同マニュアルを関連部署へ周知し、内容のシミュレーションおよび確認を行うほか、課外活動指針の事故対応等についても、見直しを行う。
- また、附属病院においては、事業継続計画の策定の検討を行うとともに、病院の安全管理・危機管理体制の見直し・検証を行う。その結果により、ガイドライン・マニュアル等について、様々な状況を想定し、改訂を行うほか、両附属病院で連携して大規模災害を想定した防災訓練の実施計画を策定する。
- その他、労働安全衛生管理及び化学物質の適正管理を含む環境保全について、点検、整備を行うほか、新たに環境安全管理マニュアルの配付による周知および研修による教育を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守に関する計画

【64】 法令遵守に係る全学的なガイドラインを策定し、現行の各委員会等の組織体系および法令等に基づく適正な法人運営・組織の管理責任を明確にするとともに、法令遵守に係る各種取組について、既存の取組の検証を行うなどさらに充実させる。

内部監査体制を強化し、定期的な検証および啓発を行うとともに、研修等の拡充や年度途中の採用者についての受講方法等を検討のうえ確実に受講させるなどの取組を行い、学生を含め大学構成員全体に法令遵守を周知徹底する。

・【64-1】 法令遵守に関する他大学の規則等の制定状況及び学内での個別のコンプライアンス事項等の調査・分析を行い、全学的なガイドライン策定作業を開始するなど法令遵守に関する取組を強化する。

さらに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会を学生を含め大学構成員に対して実施する。

また、内部監査体制の強化については、全学並び各業務・各組織におけるコンプライアンスに関する体制の整備状況等を監査するとともに、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。

さらに、法令等違反リスクに関する定期的な情報交換等により、各監査部門（監事及び会計監査人）、研究活動不正防止計画・推進部署、コンプライアンス・内部統制を推進する部署との連携を強化する。

○研究不正等に対する防止策に関する計画

【65】 不正防止計画・推進委員会の機能を強化し、月1回の定例開催によってコンプライアンス推進責任者から報告を求め、研究不正防止に係る各種取組について検証を行うとともに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会への出席を学生を含め研究に携わる大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を行う。

また、不正防止計画・推進委員会の下に、病院長を委員長とした臨床研究監視委員会を設置し、医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェックを行う体制を整備する。

・【65-1】 研究不正防止に向け、不正防止計画・推進委員会を定例開催し、コンプライアンス推進責任者との連携を図り、研究不正防止に向けた取組の検証を行うとともに、医師主導型臨床研究実施に向け臨床研究監視委員会等を活用した不正防止体制強化の仕組みを策定する。

また、研究倫理等の研修会・講習会の受講管理を行い、未受講者にはDVD等による補講を徹底するなど、受講漏れのないような管理計画を策定し、大学構成員全体が高い倫理観を持って業務に専念するよう研修等を義務付ける仕組みを立案する。

○情報セキュリティに関する計画

【66】 個人情報漏洩の防止を含む情報セキュリティに係るソフト面、ハード面の各種取組について、定期的な検証を行うとともに、研修等の既存の取組を充実させ、個人情報に携わる学生・教職員への法令遵守を徹底させる。特に、情報セキュリティに係るガイドラインについては、見直しのうえ、適宜、事例に対する対応方法を追加するとともに、組織の管理責任の明確化等の内容を充実させる改訂を行う。

- ・ 【66-1】 各部局へ個人情報の取扱いに関するヒアリング等を実施し、分析した結果を踏まえ、セキュリティ管理方法や理解度向上策等を検討する。
また、全学的な個人情報保護研修等を年1回以上開催し、教職員・学生の個人情報の取扱いに関する重要性の理解を深める。特に、初任職員及び個人情報取扱担当者等へe-learningシステムを受講させ、スキルアップを図る。
その他、個人情報保護法改定に伴う情報セキュリティポリシー、対策基準書及びガイドラインの見直しを行うなど、情報セキュリティのさらなる強化に向けた取組を行う。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 3,309,700千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

次の財産について、譲渡手続を進める。

- 1) 若宮地区(若宮町宿舎跡地)の土地(東京都新宿区若宮町26番1 955.58㎡)
- 2) 白山地区(白山宿舎跡地)の土地(東京都文京区白山2丁目151番2 496.92㎡)

2. 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院及び歯学部附属病院における施設の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び附属病院の建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
【施設整備費補助金】 ・(医・歯病)基幹・環境整備(中央監視設備等更新) ・(湯島)ライフライン再生(空調設備) ・(医病)病棟等改修	1,160	施設整備費補助金(224) 長期借入金(887)
【長期借入金】 ・(医・歯病)基幹・環境整備(中央監視設備等更新) ・(医病)病棟等改修		(独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金(49)
【(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修		

注1) 百万円未満切捨てにより表示している。

注2) 金額は見込みであり、上記の他業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

・人件費の増加を抑えつつ、重要な経営目標に資源を投入できるよう、新しい人事管理について、従来の定数管理に代わる新たな人事管理制度の検討を行うため、従来の定数管理の問題点の洗い出しを行うほか、複数財源による雇用事務を効率的に処理するシステムの導入など、情報システムを活用した人事管理の導入計画を策定する。

また、インセンティブの強化を行いながら人件費の削減を行うために、現行の人事・給与制度の検証を行い、短期的と中長期的なものに区分した施策案を策定する。

・学長のリーダーシップの下、人事給与制度の改革を行うなど柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施するとともに、年俸制教員の全教員に占める割合を15%に向上させる。

女性登用についても、女性教員の全教員に占める割合を25%まで高めるため、採用等に係る部局での好事例を大学内で共有するなど各部局に取組を奨励する。

評価制度については、多様化する教員・研究者の評価方法について、検証・整理する。さらに、国際通用性を見据えた人事評価制度導入に向け、学外事例を調査して検討資料を作成する。その他、評価システム、IRシステム等の連携について、その実現方策を検討するとともに、評価を適切に処遇に反映させることができるよう、給与システムの見直しを行う。

(参考1) 平成28年度の常勤職員数1,684人
また、任期付職員数の見込みを729人とする。

(参考2) 期間中の人件費総額見込み22,107百万円

(別紙) 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,238
施設整備費補助金	269
補助金等収入	1,081
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	49
自己収入	36,355
授業料、入学金及び検定料収入	1,617
附属病院収入	34,225
雑収入	512
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	5,086
長期借入金収入	1,290
計	57,371
支出	
業務費	47,032
教育研究経費	11,952
診療経費	35,080
施設整備費	1,608
補助金等	1,081
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	5,086
長期借入金償還金	2,844
計	57,653

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

[支出超過の理由]

附属病院における緩和ケア病棟設置工事等に伴う減収並びに国家戦略特区認定に係る人員増及び年金の一元化による社会保険料率引き上げ等に伴う人件費の増加が見込まれるため、282百万円の収支赤字となる。

[人件費の見積り]

期間中総額 22,107百万円を支出する。(退職手当は除く)

※「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額224百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額45百万円

※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額4,911百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額175百万円

2. 収支計画

平成28年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	54,165
業務費	48,708
教育研究経費	4,295
診療経費	18,397
受託研究費等	3,246
役員人件費	116
教員人件費	8,410
職員人件費	14,240
一般管理費	1,240
財務費用	362
雑損	—
減価償却費	3,854
臨時損失	—
収益の部	
經常収益	56,744
運営費交付金収益	12,919
授業料収益	1,331
入学金収益	191
検定料収益	37
附属病院収益	34,605
受託研究等収益	3,246
補助金等収益	519
寄附金収益	1,383
施設費収益	—
財務収益	1
雑益	1,173
資産見返運営費交付金等戻入	540
資産見返補助金等戻入	459
資産見返寄附金戻入	333
資産見返物品受贈額戻入	2
臨時利益	—
純利益	2,578
目的積立金取崩益	—
総利益	2,578

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

3. 資金計画

平成28年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	69,717
業務活動による支出	49,498
投資活動による支出	4,200
財務活動による支出	3,876
翌年度への繰越金	12,142
資金収入	69,717
業務活動による収入	55,761
運営費交付金による収入	13,238
授業料、入学金及び検定料による収入	1,617
附属病院収入	34,225
受託研究等収入	3,246
補助金等収入	1,081
寄附金収入	1,400
その他の収入	950
投資活動による収入	319
施設費による収入	318
その他の収入	1
財務活動による収入	1,290
前年度よりの繰越金	12,346

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

医学部	医学科	629 人	(うち医師養成に係る分野 629 人)
	保健衛生学科	360 人	
歯学部	歯学科	318 人	(うち歯科医師養成に係る分野 318 人)
	口腔保健学科	155 人	
医歯学総合研究科	医歯理工学専攻	215 人	(うち修士課程 215 人)
	医歯学系専攻	748 人	(うち博士課程 748 人)
	東京医科歯科大学・チリ大学 国際連携医学系	3 人	(うち博士課程 3 人)
	東京医科歯科大学・チュラロン コーン大学国際連携歯学系	3 人	(うち博士課程 3 人)
	生命理工学系専攻	75 人	(うち博士課程 75 人)
	口腔機能再構築学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	顎顔面顎部機能再建学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	生体支持組織学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	環境社会医歯学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	老化制御学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	全人的医療開発学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	認知行動医学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	生体環境応答学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	器官システム制御学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
先端医療開発学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)	
保健衛生学研究科	総合保健看護学専攻	16 人	(うち博士課程 16 人)
	生体検査科学専攻	42 人	(うち修士課程 24 人 博士課程 18 人)
	看護先進科学専攻	39 人	(うち博士課程 39 人)
	共同災害看護学専攻	6 人	(うち博士課程 6 人)